

(協議事項) 令和8年度島田市学校給食費の額について(案)

令和8年1月23日

令和8年度の学校給食費の額を次のとおりとする。

1. 学校給食費の額

- (1) 小学校(教員等含) 1食単価: 330円 (月額: 5,400円) (年間: 59,400円)
- (2) 中学校(教員等含) // : 399円 (// : 6,529円) (// : 71,819円)
- (3) 学校給食センター職員 // : 330円

2. 保護者負担額

- (1)-1 児童 1食単価: 12円 (月額: 200円) (年間: 2,200円) ...①-1参照
- 2 児童 // : 0円 (// : 0円) (// : 0円) ...①-2参照
- (2) 生徒 // : 327円 (// : 5,350円) (// : 58,850円) ...②参照

<学校給食費の保護者負担軽減について>

- ①-1 国の「学校給食の抜本的な負担軽減」事業(旧学校給食無償化)により、小学校の児童一人あたり5,200円/月が交付されるため、差額の200円/月を児童の保護者負担額とする。(市町村給食費負担軽減交付金(仮称))
- ①-2 ①-1に加え、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の対象となった場合は、児童の保護者負担額を無しとする。
- ② 中学校の生徒は、今年度同様、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、生徒の保護者負担額をこれまでと同額に据え置く。

~参考~ 令和7年度と8年度の比較

(単位: 円)

		区分	令和7年度	令和8年度	差引増減	
給食費の額	1食@	小学校	(a) 315	330	15	
		中学校	(b) 376	(e) 399	23	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額	1食@	児童	(c) 41	0	△41	
		生徒	(d) 49	(f) 72	23	
保護者負担額	1食@		(a-c) 274	12	△262	
※市町村給食費負担軽減交付金(仮称)及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当後の額	月額	児童	4,483	200	△4,283	
	年額		49,320	2,200	△47,120	
保護者負担額	1食@		(b-d) 327	(e-f) 327	0	
		生徒	月額	5,350	5,350	0
			年額	58,850	58,850	0

(備考)

- ※「市町村給食費負担軽減交付金(仮称)」は、生活保護法による教育扶助の対象児童については、現行制度の適用が優先される。
- ※ 給食費における年間月数とは、夏休みを除いた11ヶ月で積算する。
- ※ この額は消費税込み額であるため、消費税法に基づく改正があった場合は、学校給食費の額を改正する。